

交通安全プログラムによる通学路改善ガイドライン

通学路の交通安全のための対策が必要な箇所について、新設或いは改良にあたって優先度や対策の可否を判断するための基準となるガイドラインです。通学路要望にあたっての参考としてください。

要望にあたっては、要望内容に関係する自治会及び対策要望箇所が属する自治会の双方から必ず同意を得てください。

【対策必要箇所における事例】

対応機関	改善要望内容	要望に対する着目のポイント
共通事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関係自治会、地権者の地元合意が得られていること</u> ・ 通学路であること
亀山警察署	横断歩道の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断需要（通学人数） ・ 隣接信号機・隣接横断歩道との距離 ・ 交通事故の発生状況及び事故形態 ・ 通学路変更等の代替案の考察 ・ 設置可能の有無 ・ PTA等による自助努力（旗当番）の推進状況 ・ 現に発生した通学途中の危険状況の具体例の提示 ・ 歩行者の滞留スペースの有無
	横断歩道、停止線路の引きなおし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 摩耗状況等を考慮する
	規制標識、看板の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に対する規制の適合性 ・ 既設の近接状況 ・ 交通事故の発生状況及び事故形態 ・ 案内標識等による代替案の考察 ・ 設置可能の有無

<p>亀山警察署</p>	<p>信号機の設置 (信号機のLED化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横断需要（通学人数） ・隣接信号機との距離 ・交通事故の発生数及び事故形態 ・通学路変更等の代替案の考察 ・設置可能の有無 ・PTA 等による自助努力（旗当番）の推進状況 ・現に発生した通学中の危険状況の具体例の提示 ・信号周期の変更にあっては、通学人数、交通量、交差点状況、隣接信号機との連携状況を総合的に判断する。 (通学状況や、どの程度の変更が必要か記載すること。)
<p>亀山市建設管理課（市道） 三重県建設事務所（県道、県管理国道）</p>	<p>カーブミラーの設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建柱位置状況（民地占用など） ・周辺の美化（枝払）等の協力
	<p>防護柵の設置（ガードレール、ポール等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置後の道路幅員減少の想定状況 ・隣接家屋との位置関係 ・代替案の検討
	<p>路面標示等の設置（外側線、注意喚起の表示、路肩着色等） 減速を促す速度規制表示 減速を促すための交差点部のカラー化 ハンプ（減速帯）の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既設標示との位置関係 ・設置スペースの有無 ・代替案の検討 ・交通状況（歩行者含む）
	<p>側溝蓋の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既設側溝の形状把握 ・歩行者、自転車利用者状況把握 ・個人宅乗入れ利用でないこと
	<p>草刈り、樹木の剪定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路敷であること ※民有地の場合は、所有者へ学校又は地域から依頼すること
<p>亀山市土木課（市道） 三重県建設事務所（県道、県管理国道）</p>	<p>歩道の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道未整備区間であって、沿道に民家が多く、歩道を新設するための十分なスペースが確保できる場所であり、用地協力が得られること。 ・沿道状況

教育委員会教育総務課 亀山市建設管理課	スクールゾーンの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・通学人数による ・小学校等を中心とした半径1キロメートル以内の地域
学校 教育委員会教育総務課	通学路の変更（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、PTA、学校の合意の有無 （教育総務課へ申請し、プログラム会議等での意見を附し最終的には学校長の判断による）
電柱所有者（中電、NTTなど）	道路電柱の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良等道路形状変更時の必要性 ・移設先の同意を得ること

※通学路交通安全プログラムのスケジュールによらず、それぞれ合意が整った段階で申請が可能です。